

岩倉市介護保険料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市介護保険条例（平成12年岩倉市条例第4号。以下「条例」という。）第12条に規定する介護保険料の減免に関して、岩倉市介護保険料の減免に関する規則（平成12年岩倉市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免理由)

第2条 規則第2条の表第4項に規定するその他特別の事情があるときは、条例第12条の規定により減免を受けようとする納付義務者が次に掲げる場合に該当するときとする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第1号イ及び次に掲げる事由に該当する場合
 - ア 前年収入（遺族年金、障害年金等の市民税非課税収入を含む。）が420,000円以下であること。
 - イ 社会保険の被扶養者でないこと。
 - ウ 継続的な仕送りを受けていないこと。
 - エ 全ての世帯員について、自らが現に居住している土地及び建物以外に固定資産を所有していないこと。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第63条の規定の適用を2月以上受けている場合

(保険料の減免)

第3条 前条各号に掲げる場合に該当したときの保険料から減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 2分の1
- (2) 前条第2号に該当する場合 全額（法第63条の規定の適用を受ける期間に限る。）

(第2条各号に掲げる場合に該当する者の減免の申請)

第4条 第2条各号に掲げる場合に該当する者の減免の申請は、規則第3条に定めるもののほか、介護保険料減免に係る収入及び資産状況に関する調書(別記様式)及び健康保険証等の写しを提出してしなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による減免)

2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて(令和5年2月10日付け厚生労働省老健局介護保険計画課通知)の基準に基づくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の岩倉市介護保険料の減免に関する要綱附則第2項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)がある第1号被保険者の保険料について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の岩倉市介護保険料の減免に関する要綱附則第2項の規定は、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金の支払日。以下同じ。）がある第1号被保険者の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料及び令和2年度分の保険料であって、令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限がある第1号被保険者の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の岩倉市介護保険料の減免に関する要綱附則第2項の規定は、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金の支払日。以下同じ。）がある第1号被保険者の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料及び令和3年度分の保険料であって、令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限がある第1号被保険者の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の岩倉市介護保険料の減免に関する要綱附則第2項の規定は、令和4年度分の保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金の支払日。以下同じ。）がある第1号被保険者の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料及び令和4年度分の保険料であって、

令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限がある第1号被保険者の保険料については、なお従前の例による。

介護保険料減免に係る収入及び資産状況に関する調書

年 月 日

【申請者】

住所		電話番号	() -
氏名		被保険者との関係	同居・別居
			続柄 ()

【被保険者】

被保険者番号									
住所								電話番号	() -
氏名								生年月日	明大昭 年 月 日

被保険者の収入及び資産の状況について、次のとおり申告します。

【ア 前年の収入】

非課税収入	1 障害年金	有・無	円	非課税収入とされる年金等がある場合は、有に○をつけて金額を記入してください。 ※有の場合でも少額の場合（課税収入及び非課税収入の合計額が42万以下の場合）であれば該当します。
	2 遺族年金（恩給）	有・無	円	
	3 老齢福祉年金	有・無	円	
	4 失業給付等	有・無	円	
	5 その他の収入 ()	有・無	円	
	合計		円	

【イ 被保険者及び世帯員の固定資産の状況】

固定資産	1 被保険者本人	有・無
	2 世帯員	有・無

世帯員については、1名でも固定資産を所有されている場合は、有に○をつけてください。

【ウ 社会保険の被扶養者について】

社会保険	被扶養者である	はい・いいえ
------	---------	--------



社会保険での扶養者氏名	
-------------	--

はいに○をつけた場合は、社会保険の扶養者の氏名を記入してください。

【エ 継続した仕送りについて】

仕送り	継続した仕送りの有無	有・無
-----	------------	-----



仕送りをする扶養者氏名	
-------------	--

上記のアからエまでの要件全てに該当される場合は、下の同意書に記入して申請してください。

収入及び資産状況調査同意書

年 月 日

岩倉市長 殿

私及び私の世帯員は、介護保険料の減免にあたり、岩倉市長が収入及び資産状況を調査することに同意します。

【被保険者】 住所
氏名